

会 議 の 経 過

開 議 午前 10 時 00 分

令和 8 年 3 月 13 日（第 10 日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和 8 年平泉町議会定例会 3 月会議 10 日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

町長から提出されました議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理しましたので報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第 1、総務教民常任委員会の委員会調査報告書を議題といたします。

この調査について、総務教民常任委員会委員長の報告を求めます。

11 番、総務教民常任委員長、升沢博子議員。

11 番（升沢博子君）

11 番、升沢です。

それでは、総務教民常任委員会の調査を報告申し上げます。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

委員会調査報告書。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第 77 条の規定により報告します。

1、調査事件。

総務町民常任委員会所管に係る調査について。

(1) 人口減少対策について。

2、調査の経過。

(1) 本町を取り巻く状況と課題、本町の人口は、昭和60年の9,703人をピークとして、現在に至るまで一貫して減少傾向が続いている。年齢区分で見ると、年少人口と生産年齢人口は減っているが、老年人口は増加しており、3人に1人が高齢者である。人口が減少しているにもかかわらず世帯数は増加傾向となっており、1世帯当たりの人員が減少し、高齢者世帯が増えている状況にある。

人口減少の対策として、町の将来を担う若者を中心とする人材の定着に取り組み、町内企業の経営基盤の強化と企業誘致を積極的に推進することで、若者の雇用の受皿づくりが求められている。

また、子育て世代の経済的な負担を軽減し、ワークバランスを安定させることによって、希望する子供の数を持てる子育て環境の整備を進め、子育てしやすいまちづくりにより、少子化の流れを克服することが必要となっている。将来的な移住にもつながる「関係人口」の創出を目指し、地域外の方が平泉を好きになるきっかけづくりに取り組むことが必要となっている。

(2) 調査及び検討の経過につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、3ページに参りまして、(3) 町民との懇談会についてもお目通しをお願いいたします。

続きまして、4ページ目の(4) 先進地域視察につきましてもお目通しをお願いいたします。
6ページにまいります。

3、調査意見。

人口の自然増への取り組み。

(1) 近年の物価高騰は若い世代の生活を圧迫し、困窮する家庭も増加していると言われていいる。若い世代が出産や育児に対して抱える不安を解消し、子育てしやすい環境整備のために、中学生への給食費の無償化及び第2子以降への出産祝金の多子加算の経済的な支援策を講じられたい。

(2) 子育て世代から強く要望のあるこどもたちが伸び伸びと遊び、多世代が交流することができる公園の整備は喫緊の課題である。早急な整備を図られたい。

2、人口の社会増への取り組み。

(1) 地域おこし協力隊などの人材を活用し、小規模ビジネスなどの起業を促し、中尊寺通りや毛越寺通りの空き店舗の活用により、観光客が散策したくなる町並みの形成を図り、交流人口の増加を図られたい。

(2) お試し居住をさらに推進し、移住への機会の創出を図られたい。

(3) 若者のU Iターンを増やすためには、雇用場としての企業誘致を積極的に推進することが必要である。企業誘致の推進と空き家バンクの充実による住まいの提供を図られたい。

また、安価で購入できる住宅団地の造成など住環境の整備を図られたい。

4、検証結果。

1、人口の自然増への取り組み。

第6次平泉町総合計画後期計画では、貧困状態にある子どもや家庭の支援の充実のため、経済的負担の軽減に向けた取り組みが計画されている。また、町民の生活に身近な交流や憩いの場、こどもの遊び場として公園の整備を検討するとしている。

子育て世代が抱える不安要素について実態調査などを実施し、経済的負担などの解消に向けた支援を図るとともに、公園の整備に当たっては、町民ニーズに合った多世代が交流でき、安心快適に遊べる公園の整備について引き続き検討されたい。

2、人口の社会増への取り組み。

令和8年度予算においては、地域おこし協力隊の予算化が引き続きされている。中尊寺通りの空き店舗を活用した地域おこし協力隊の活動は、新たな商品開発などの事業拡大に意欲を示していることから、その波及効果を他の空き店舗へ広げ、中尊寺通りの活性化に向け、より一層の支援を図られたい。

第6次平泉町総合計画後期基本計画では、平泉スマートインターチェンジの利便性を生かした新たな企業立地の場の確保を検討し、お試し居住体験事業や町営住宅活用促進事業を推進するとしている。移住・定住施策と連動した地元就職及びU I J ターンの促進のためにも積極的な企業誘致を図られたい。

以上、総務教員常任委員会の調査報告を申し上げます。

議長（高橋拓生君）

ただいま報告のあった委員会調査報告書は、議決を必要とするものでありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

次に進行いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第2、産業建設常任委員会の委員会調査報告書を議題といたします。

この調査については、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

6番、産業建設常任委員長、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

三枚山です。

報告いたします。

令和8年3月13日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

産業建設常任委員会委員長、三枚山光裕。

委員会調査報告書。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事件。

産業建設常任委員会所管に係る調査について。

- (1) 社会基盤整備について。
- (2) 農業振興策について。
- (3) 観光産業振興策について。

2、調査の経過。

- (1) 本町を取り巻く状況と課題。

社会基盤整備については、長年の課題となっている町道の改良を引き続き推進するとともに、住民生活と密接不可分となっている「景観条例」の見直し改定などが課題となっています。

農業振興では、地球温暖化に伴う自然災害や農業生産への影響への対応とともに、遊休農地への対応と後継者対策が急がれます。とりわけ近年急増しているクマの出没、新たなイノシシ被害の拡大など、相次いで住宅の近隣での目撃情報が報告されていることに住民は危機感を募らせています。町民の命と農作物などの財産を守り、鳥獣と共生していくために、野生鳥獣対策の体制強化が喫緊の課題となっています。

観光・産業振興策では、物価高騰が町内事業者の経営と暮らしに及ぼす影響は改善に向けた途上であり、その支援策も求められています。

以下、(2) から (3) 視察研修、(4) 町民と懇談、ワークショップの開催、所見などについてはお目通しを願って、12ページをお開きください。

3、調査意見。

- (1) 社会基盤整備について。

長年の課題である町道の改良の推進を引き続き図られたい。

景観条例においては、都市計画マスタープランの改定を踏まえ、一般住宅は規制の対象外、または緩やかな基準にするほか、町の街並みにおいても、町民の特性ごとに景観計画の方針や基準を定めるなど、他自治体の「景観条例」も参考にし、住民との話し合い、協議を大事にしながら、住民の要望に沿った改定に取り組まれたい。

次のページです。

- (2) 農業振興策について。

町民の命と農作物などの財産を守り、鳥獣と共生していくために、野生鳥獣対策の体制強化を図られたい。特に、クマ対策として茂み削減のための刈り払いや里山の整備のための地域や団体の補助制度の整備、緊急銃猟の体制確立、実施体活動の報酬及び有害鳥獣捕獲謝礼などの見直しと改善を検討するほか、県や国への要望など、秋田県や花巻市など先進地域の取り組みを参考に対策を講じられたい。

- (3) 観光・産業振興策について。

物価高騰の中、価格転嫁が難しい中小零細事業者の廃業や倒産が、岩手県内では2011年の東日本大震災に次いで増えていることから、町内事業者への支援を強められたい。

現在、平泉町では「オーバーツーリズム」と言われる状況はないものの、平泉町は面積当た

りの入込客数が全国有数の観光地でもあり、今後、国の方針による観光客の急増も考えられることから、その動向を注視し、対応策も検討されたい。

4、検証結果。

（１）社会基盤整備について。

緊急車両の入れない町道や市道も依然として存在しており、引き続き計画的な対策が求められる。

景観条例については、令和7年7月の都市計画マスタープランの改定を踏まえ、住民の要望に沿った改定となるよう、見定める必要がある。

（２）農業振興策について。

令和7年9月から実施されている緊急銃猟について、実施訓練も実施されたが、緊急銃猟に当たる実施者と地域住民の安全第一に引き続き取り組みが必要である。

コメ価格の高騰、一方で「暴落の可能性」の報道など、主食を生産する農家が安心して農業生産に取り組める町独自の施策についても必要である。

（３）観光・産業振興策について。

物価高騰は引き続き深刻であり、町内事業者への支援を引き続き求めていくことが重要である。

以上、報告いたします。

議長（高橋拓生君）

ただいま報告のあった委員会調査報告書は、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

次に進行いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第3、陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員の定数改善・教育予算の拡充についての陳情を議題といたします。

この陳情については、総務教民常任委員長の報告を求めます。

11番、総務教民常任委員長、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

それでは、陳情審査報告書を読み上げます。

令和8年3月13日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1

項の規定により報告します。

受理番号４号、付託年月日、令和７年11月20日、件名、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充についての陳情。

委員会の意見はございません。

審査の結果は採択すべきものとなっております。

以上、報告申し上げます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で、総務教民常任委員長の説明を終わります。

これから、陳情第４号、ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善・教育予算の拡充についての陳情について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから陳情第４号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、陳情第４号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第４、議案第３号、平泉町浄土の拠点施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書３ページをお開き願います。

議案第３号、平泉町浄土の拠点施設設置条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。

平泉町浄土の拠点施設である宿泊交流体験施設浄土の館につきましては、観光客の宿泊や交流体験の場、情報発信の拠点として平成29年に設置したところでございますが、施設の管理運営に要する経費につきましては、町からの指定管理料のほか、施設の利用料金などによって賄われておりますが、主な収入減は宿泊料金となっております。利用人数はコロナ禍前の水準に戻ってはおりますが、人件費の上昇や光熱費の高騰などによって支出が増大しており、安定した経営の支障になっているのが現状であります。

こうした状況を踏まえ、引き続き指定管理者による経営努力を行いつつ、物価高騰等を考慮して、宿泊者に適切な負担を求めていくことが不可欠であることから、今後の宿泊料金の改定に対応できるようにするため、このたび利用料金の限度額を引上げ改定を行おうとするものでございます。

それでは、議案第3号参考資料の1ページをお開き願います。

新旧対照表によりまして改正の内容についてご説明いたします。

別表の(1)宿泊素泊まりの表中、1人当たり中学生以上の大人4,000円を6,000円に、小学生2,000円を3,000円に、幼児1,000円を1,500円にそれぞれ引き上げようとするものでございます。

以上が改正の内容となります。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで、担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

今回、宿泊料の改定ということでございますが、宿泊者数につきましては、現在、昨年、そして令和6年、令和7年ということで、増減についてお知らせいただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

宿泊者数の推移でございますけれども、これまでは令和元年の907人というのが最高でございました。その後、コロナになりまして180人とか、179人とか非常に落ち込んでいたのですが、令和6年度には843人まで回復をしてございます。

令和7年度、今年度ですが、4月から12月までで800人ほどになってございますので、令和6年からさらに増えていて、対前年比、今のところ107%となってございますので、ほぼコロナ禍前の水準には戻ってきているという状況でございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

宿泊以外の部屋の使用料とかそういうところもあると思うのですが、それについてはどういう状況でしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

説明の中でも申し上げましたが、主な収入減が宿泊料となっておりまして、今回の物価高騰等に対応したものについては、宿泊料で今回は改定をして、それで賄っていきたいというふうに考えてございます。

それ以外は、改定はいたしません。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

これを機に、町としても新たな事業展開で収益増ということを目指すという考えもあるようですが、具体的にそういった案もあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

単に宿泊だけではなくて、宿泊者、観光客の方と町民の交流の場というふうな位置づけもございますので、体験授業であったりとか町民の方の歴史、そして観光客の方も利用できる事業を展開していく中で交流を図り、そしてあとは宿泊者が泊まるだけではなくて、そのあとに、例えば次の日に平泉町をガイドつきで回るとか、こういった新しい宿泊プランの造成なども、今お願いをしているところでございますので、管理者のほうでも検討もしておりますので、そういったことで、単に宿泊ではない交流の場ということで事業を広げていきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

議長（高橋拓生君）

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第5、議案第4号、平泉町職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書4ページをお開き願います。

議案第4号、平泉町職員定数の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例は、教育委員会及びその関係施設の事務部局における職員定数の改正を行うものでありまして、町立幼稚園が令和8年4月1日から保育所型の認定こども園に移行することに伴い、教育委員会部局の職員の定員3人分を減ずる改正を行おうとするものでございます。

参考資料の2ページをお開き願います。

議案第4号参考資料、平泉町職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第2条の表におきまして、教育委員会及びその関係施設の事務部局の職員の定数について、「28人」から「25人」に改めようとするものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第6、議案第5号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書5ページをお開き願います。

議案第5号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

本条例は、一般職の国家公務員の給与改定に準じた特別職の国家公務員の給与改定を受けまして、岩手県及び県内市町村の特別職の給与に関する取扱いの状況を鑑み、当町においても特別職の職員における期末手当の支給率の調整を行うため、また、令和8年4月1日からの認定こども園の設置に伴い、嘱託医の職名を改めるため改正を行おうとするものでございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

議案第5号参考資料、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第3条におきまして、これまで「100分の172.5」でありました期末手当の支給割合を「100分の175」に改正しようとするものでございます。

今回の改正によりまして、期末手当の支給割合が6月支給分、12月支給分それぞれ0.025月、合わせて0.05月引上げとなりまして、年間3.45月から3.50月となるものでございます。

また、別表17の項におきまして、「保育所嘱託医」の職名を「認定こども園嘱託医」に改めようとするものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議 長 (高橋拓生君)

日程第7、議案第6号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

村上税務課長。

税務課長 (村上可奈子君)

議案書6ページをお開き願います。

議案第6号、平泉町町税条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

今回の改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い、国民健康保険税の納税義務者に対して、子ども・子育て支援納付金を課税するため、所要の整備を図ろうとするものです。

参考資料により、ご説明させていただきます。

参考資料4ページをお開き願います。

平泉町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

第128条では、国民健康保険税の課税額を定めておりますが、第1項に第4号子ども・子育て支援納付金課税額を加え、同条に第5項を追加し、子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に当該世帯に属する18歳以上被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とすると規定するものでございます。

5ページでございます。

第133条の4におきましては、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税

額の所得割額を基礎控除後の総所得金額等に100分の0.27を乗じて算定するとし、第133条の5においては、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を被保険者1人について1,100円に、第133条の6においては、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額を100円に、第133条の7においては、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につきましては800円、特定世帯につきましては400円、特定継続世帯につきましては600円と規定しようとするものです。

第139条は、国民健康保険税の減額を定めた規定となりますが、1項1号から3号の各号において、子ども・子育て支援納付金の均等割額及び世帯別平等割額の7割、5割、2割軽減の額を定めております。

3項7号では、出産被保険者に係る産前産後期間の子ども・子育て支援納付金の所得割の減額すべき額の算定方法を規定し、8号では、産前産後期間の均等割額の減額すべき額の算定方法を規定するものでございます。

附則の改定につきましては、国民健康保険税の課税の特例に、子ども・子育て支援納付金の所得割を適用させるため、適用条項の追加を行っております。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行し、この条例による改正後の平泉町町税条例の規定は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によつた国民健康保険税に関する経過措置を設けようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に対して反対の発言を許します。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

5番、阿部圭二です。

議案第6号、平泉町町税条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

今回の町税条例の改正は、2024年、令和6年の子ども・子育て支援法の改正に伴うものであります。2023年、令和5年にこども未来戦略加速化プランが策定され、3.6兆円規模の子育て支

援の抜本的拡充に取り組むことになりました。加速化プランは、給付面では児童手当の拡充や出産等の経済的負担の軽減、保育指導配置基準の改善、共働き、子育ての推進など、個々の施策は不十分ながら、子育て世代、国民に待たれているもので、子育ての予算を大幅に増やすことは当然ではないでしょうか。

今回、重大な問題は、必要とされる3.6兆円の財源を既定予算の活用、徹底した歳出改革、医療保険制度に上乗せ徴収する支援金制度で賄うとしていることであります。

上乗せ徴収は、この4月から後期高齢者国民健康保険、健保組合、協会けんぽ、共済組合に加入する医療保険者から子ども・子育て支援給付金の名目で徴収するものであります。国の子ども・子育て支援法改正は、具体的には、子育て支援に関する現在の公費の負担を可能な限り削減しつつ、必要な財源は社会保障削減と国民負担によって確保する内容になっています。

例えば児童手当が拡充されますが、3歳未満のこどもを持つ被用者、雇われて賃金や給与をもらう方の場合ですが、国庫負担は現行の35.6%がゼロになります。その穴埋めを新たに徴収する子ども・子育て支援金ですという意味になります。子育て予算の拡充を言うのならば、公費そのものを大幅に増やすことこそ本来国がやるべきことであり、国民に新たな負担を求めることは反対であり、よって条例改正に反対します。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

7番、真竈光幸委員。

7番（真竈光幸君）

それでは、賛成の立場から討論に加わりたいと思います。

この子ども・子育て支援金制度についてお話をしなければいけませんが、この医療保険料に上乗せをする形で支払う仕組みであります。こどもの有無にかかわらず支払うことになるもので、健康保険や国民健康保険の保険料に上乗せするということは承知のとおりであります。

健康保険組合または協会けんぽ、国民健康保険といった医療保険制度に加入している人は当然のことながら、この子ども・子育て支援金を支払うことになります。加入者1人当たりの支援金額は平均月額250円から450円程度というのが当初の政府の説明でありました。これを段階的に令和8年度から令和10年度までの3年間で上げていくといったことが見込まれているものであります。

こどもがいない人や出産育児を考えていない人も支払うことになるため、一部からは独身税ではないかという批判の声も出ていることは、そのとおりであります。独身税といったマイナスなワードで呼ばれてしまうのは、独身者も含めたこどものいない人は出産育児関連の給付を受けられない、しかし負担だけが増えるのは損だという感情が働くのは理解のできるところでもあります。払った分についての見返りが欲しいということは自然の感情であるかと思うからです。

しかし、この子ども・子育て支援金は、少子化対策のための財源であり、出産育児関連の給付や措置に使われることが明言されているため、納得いかない人もいると思われるのであります。

すが、こどもたちの将来の社会を支える、こどもたちは公共財であり、将来の社会を支える存在であり、いずれは誰もがそのこどもたちに支えてもらう側になります。多くの人が少しずつお金を出し合ってサポートを必要としている人を支える医療保険制度や年金制度を考えれば、分かりやすいと思います。

子ども・子育て支援金制度は、子育て制度を支援するものであると同時に、広い意味で将来の社会を支えるための制度であります。少子化、人口減少の問題は、日本の経済全体、地域社会全体の問題であり、こどもがいない方や子育てが終わっている方などにとっても極めて重要な課題であると、こども家庭庁も言っているところであります。

こどもたちが健やかに育つ環境を整えることで、日本の経済や地域社会が維持され、国民皆保険制度や年金制度の維持可能性も高まると考えられるものであり、出産育児関連の給付や措置に用いられることが明確になっている、この子ども・子育て支援金は、確実にこどもたちや私たちの将来の社会のために使われるお金であることが明らかであります。負担が増えることに抵抗するのではなく、損得で考えるものでもなく、その導入される背景やその後の影響を考え、この新たな制度を理解すべきだと思います。最終的に自分に返ってくるものと捉え、こうしたことの理解を進め、この条例に賛成するものであります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対する発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第8、議案第7号、平泉町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

議案第7号、平泉町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書10ページをお開きください。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、令和8年度から新たな給付制度として、全国の自治体で乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施することとなります。

この事業を実施するには、国の定めた特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を基に、市町村は条例で運営に関する基準を定める必要があることから、当該条例を制定するものであります。

この条例においては、今申し上げたとおり、国の基準を基に内容の区分けとして章を設け、第1条から第34条までの条項を定めております。各条項につきましてご説明いたします。

初めに、第1条では、本条例の根拠となる法律、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園新事業の運営に関する基準を規定するものであります。

第2条では、特定乳児等通園支援事業者の一般原則について規定するものです。

第3条では、特定乳児等通園支援事業者の利用定員に関する基準について規定するものです。

第4条では、子どもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談に関して規定するものです。

第5条では、正当な理由のない提供拒否の禁止について規定するものです。

第6条では、あっせん及び要請に対する協力について規定するものです。

第7条では、乳児等支援支給認定書に記載された事項の確認について規定するものです。

第8条では、乳児等支援給付認定の申請に係る援助について規定するものです。

第9条では、子ども及びその保護者の心身の状況等の把握について規定するものです。

第10条では、特定教育保育施設等との連携について規定するものです。

第11条では、特定乳児等通園支援の提供の記録について規定するものです。

第12条では、特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領について規定するものです。

第13条では、乳児等支援給付費の額に係る通知等について規定するものであります。

第14条では、特定乳児等通園支援の取扱い方針について期待するものです。

第15条では、特定乳児等通園支援に関する評価等について規定するものです。

第16条では、子ども及びその保護者に対して必要な助言その他の援助について規定するものです。

第17条では、特定乳児等通園支援の提供を行っている際の緊急時等の対応について規定するものです。

第18条では、乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知を規定するものです。

第19条では、特定乳児等通園支援事業の運営規定について規定するものです。

第20条では、職員の勤務体制の確保等について規定するものです。

第21条では、利用定員を超えて支援提供してはならないことについて規定するものです。

第22条では、掲示等について規定するものです。

第23条では、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則について規定するものです。

第24条では、子どもに対する虐待等の禁止について規定するものです。

第25条では、秘密保持等について規定するものです。

第26条では、情報の提供等について規定するものです。

第27条では、利益供与等の禁止について規定するものです。

第28条では、苦情解決について規定するものです。

第29条では、地域との連携等について規定するものです。

第30条では、事故発生の防止及び発生時の対応について規定するものです。

第31条では、会計の区分について規定するものです。

第32条では、記録の整備等について規定するものです。

第33条では、電磁的記録等について規定するものです。

第34条では、そのほか必要な事項については、町長が別に定めることを規定するものであります。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

まずこどもの安全性の確保の点、それから保育士のあるいは保育園の負担の増えるのじゃないかなということだと思うわけです。

それで定員の関係は何か変わるということですが、OECDの平均でいうと、GDPで、日本は1.8、予算が、こども、そういった親、家庭にかかる予算がなのです。フランスが2.29、スウェーデン3.4ということで、今まで低かったわけですよ。それで、そういった点で、もともと低いのに、今度いろいろ改善すると言っているのですが、しかし、この制度によって、やはり短時間だったりすると、こどもがね、そういうことで安全性は保たれるのかとまずお聞きしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

この事業を実施するに当たり、こどもの安全性についてでございますが、まずは、こちらの事業を実施する際に、その形態としては、一般型ではなくて余裕型で実施するということは、

一般質問の中でも答弁させていただきました。

その余裕型というのは、それぞれのクラスにおいて、いわゆる今回の場合は0歳児から2歳児までになりますが、職員の最低配置基準、いわゆる基準につきましては、0歳児は3人に1人、それから1歳児、2歳児につきましては、6人1人という基準で今、実施をしております。

当然、国の基準に合った形で実施しているところでございますが、この範疇の中で、今回の事業につきまして、この定員の中で実施を、受入れをするということでございますので、国の基準にのっとりながら実施してまいりますので、安全性については、現在も当然確保されているものでございますので、この事業によって新たな保育士の負担等が若干出るかもしれませんが、あくまでも運用上の中から考えていった場合には、問題はないというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

資料の15ページかな、運用規程に（3）に職員の職種、員数及び町内では来月から2つのこども園になるわけですがけれども、新たな事業者というか、なかなか考えにくいかと思うのですが、こういう点で、たしか資格がなくてもいいような話もちょっと聞いたので、その辺はどうなるのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

第19条の3号のご質問かと思いますが、資格については従前の保育を行いますので、当然、保育資格が必要になります。ただ補助員としての部分につきましては、この制度においては補助員につきましては、そういった資格がなくてもいいということになります。基本的には、今、述べさせていただきますが、資格は当然必要になるということでの配置になります。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

こども誰でも通園制度、生後6か月から3歳未満の対象なのですがけれども、対象者は何名いるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

現在、ちょっと事業が違うのですが、0歳から3歳未満の第2子以降において、在宅児への

支援事業をやっております、これが大体10名ぐらいというふうなところかと思っております。
すみません、詳しい資料ちょっと持っていないのであれですが。

そういった部分で、今回の出生数の部分、今年度14名というふうなところですが、実は、6か月を経過すると、ほとんど保育所に入られる家庭が多いということなので、これで想定している部分につきましては、10名以内というふうには十分考えて、もっと少ない可能性もあるかなと思いますが、いずれ現時点で6か月から2歳未満の人数については先ほど申し上げたとおり、10人未満というふうなところかと考えているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

その方々に対する周知方法はどのようにしますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

おっしゃるとおり、まずはこの事業の周知につきましては、広報等やホームページで広く周知をしております。特に対象者につきましては、個別にこの事業の実施について案内を差し上げる予定にしておりますので、そういったことで、そういった支援、そういった入所希望される方、いわゆる活用したい方については、そのような配慮をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

もう一点、受けた側がどのような形で保育をするのか。例えば、誰でも通園制度の方たちのみのクラスとか、そういったところはどうか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

先ほど申し上げましたが、余裕型というふうな形で今回事業展開しますが、これは今それぞれのクラスの定員の余裕があるところで受入れをするということを申しましたので、合同の、そのクラスに利用されるお子さんが、そのクラスに入って一緒に活動するというのを原則としております。

ただし、場合によっては、そのお子さんの状況など、面談などで事前に把握しながら対応していくということになるので、ケースによってはちょっと別にそういった保育をしなければいけないケースも出てくる可能性は全くないわけではないわけではございません。

ただ、基本的にはそのような合同保育というふうな中で受入れいたしますし、保育時間につきましては、今回の事業につきましては、月曜日から金曜日までの午前9時から12時まで、いわゆる3時間の中で受入れをするということと、この事業は1時間当たりでの利用が可能になりますので、そういったところを鑑みながら実施してまいりたいと考えているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

議 長（高橋拓生君）

それでは再開いたします。

日程第9、議案第8号、西行桜の森施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

それでは、議案書23ページをお開き願います。

議案第8号、西行桜の森施設条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例は、平成4年より営業しております大文字キャンプ場及び平成5年より営業しております木工芸館遊鵬の維持管理費の増加に伴い、使用料の見直しを行おうとするもの

でございます。

参考資料の15ページをお開き願います。

議案第8号参考資料、西行桜の森施設条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明をいたします。

別表の施設の使用料につきまして、大文字キャンプ場におきましては、1泊200円から1泊500円に、テント貸出料を300円から500円に改め、また、車中泊利用者の規定を追加しようとするものでございます。木工芸館遊鵬につきましては、機械器具使用料を100円から200円に改めようとするものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

倍以上に利用料を値上げすると。今まで低過ぎたと言っても過言ではないというふうに思うのですが、1つは、キャンプ場の前の県行造林が伐採をされて眺望が非常によくなったと。このことは、町のホームページの改定する前の大文字キャンプ場の宣伝文句として書き込んであるのですが、今もずっと町のホームページを開いて、大文字キャンプ場のサイトに行っているのですが、全く開かないと。この間も予算の質疑の中でお話をしましたけれども、やっぱり値上げに合わせて、なおかつキャンプ場の視界が非常によくなったということを含めて、もっと広く宣伝をすることによって利用率が上がると思うのですよ。

このキャンプ場を利用する方々、みんな私のうちの前を通っているものですから、今日も来たなとかね、今月は多いなとか、そういうものを間近にしているわけですから、やっぱりしっかりとせっかくつくったホームページの中でさらに宣伝できるようにしてほしいというのが1つです。

それからもう一つは、キャンプ場のエリア内の環境整備、どうしても場所が場所だけに、雑木、雑草などが繁茂をするということがあるわけです。値上げするなら環境整備をきちっとやってくれということではないのですが、気持ちよく安全に安心してやっぱり利用してもらうためにも、計画的にキャンプ場の環境の維持整備、管理というのをやっていかなければいけないというふうに思います。

その維持整備、管理という点からいきますと、2年前でしたか3年前でしたか、デッキの数を減らしましたよね。減らした理由というのは、いわゆる木製デッキのクチクをしたということなどが理由になっているわけですが、現在残っているデッキの中にも、その兆候が見られるものがあるわけですね。したがって、そういうこちらが貸出しをするものを利用した利用客

がこちらの設備の不備によって事故が起きたということになれば、責任問題にまで発展をしてくるわけですから、その辺はしっかりと日常的な管理を計画的に行うということをぜひ努めていただきたい、このことを求めています。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

まず1つ目のホームページでございますけれども、いずれ見晴らしがよくなっているというところでございます。そういった部分をホームページのほうで上げるようにこれからしていきたいというふうに考えております。

それから、なかなか開かないという部分につきましては、担当課のほうとも協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

2つ目の、それから周りの環境整備でございますけれども、現在は、管理人さんと、それからシルバー人材センターのほうに委託をしております、雑木などの伐採等をやっていただいているわけでございますけれども、いずれ引き続き行っていきたいというふうに考えております。

管理人さんも雑木を利用してそれをまきにしたり、そういったことでも活用したりしておりますので、そういったところで管理については引き続きお願いしたいというふうに考えております。

それから、古くなったデッキ、確かにそういうところもあるというふうに認識しております。そういった部分については、非常に危険な場合であれば使用禁止にするとか、そういったことで事故のないようにこれから進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第10、議案第9号、第6次平泉町総合計画後期基本計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書24ページをお開き願います。

議案第9号、第6次平泉町総合計画後期基本計画の策定に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

第6次平泉町総合計画は、令和3年度から令和12年度の10年間を期間とする基本構想部分と、令和3年度から令和7年度の5年間を期間とする前期基本計画で構成されておりますが、前期基本計画が今年度で終了することから、新たに令和8年度から令和12年度の5年間を期間とする後期基本計画を策定しようとするもので、地方自治法第96条第2項及び平泉町議会基本条例第10条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

それでは、計画の内容についてご説明いたします。

議案第9号別冊をお開き願います。

2ページです。

初めに、この計画策定の目的等でございます。

令和3年3月に第6次平泉町総合計画を策定し、基本構想において、「輝きつむぐ理想郷」を将来像に掲げ、前期基本計画に基づき各種施策を推進してきたところでございます。本年度前期基本計画の最終年度となることから、向こう5年間のまちづくりの方向性を示す後期基本計画を新たに策定するものでございます。

計画の位置づけと役割、計画の構成と期間、計画の評価体系につきましては、10年間の基本構想が引き続き踏襲されますので、大きな変更はございません。

5ページから32ページには、この5年間の人口の推移や社会情勢の変化などを踏まえた平泉町の概況、現行計画の達成状況調査の結果、町民1,600人を対象に行った町民アンケートの調査結果などを記載しており、これらを十分に検討しながら、計画の策定に反映させたところでございます。

33ページから34ページにかけて、町民意識や社会動向などから見えるまちの課題認識を踏まえて重視すべき課題を6つに整理をいたしました。

35ページには、前期計画と同様にSDGsの視点を加えた構成としていること、また町内の中学生が考案しました平泉町のSDGsオリジナルロゴマークを掲載し、SDGsの取り組みを本計画と一体的に推進する旨を記載しております。

40ページから49ページには、10年間の基本構想を引き続き踏襲した平泉町の将来像や施策の大綱、基本目標などを、また人口の推計につきましては、現状を踏まえた将来推計に修正をしております。

51ページからが後期基本計画となります。

基本構想に定める6つの基本目標、32の基本施策ごとに、令和8年度から令和12年度にかけて推進する主要施策などについて、前期基本計画からの変更点を中心にご説明いたします。

52ページから63ページは、基本目標1、一人ひとりの個性や生きがいを大切に、町民参加で進める協働のまちでございます。

子どもの教育の充実では、社会の変化や子どもの学習ニーズに対応した、誰一人取り残さない学びの仕組みの整備や、学校、家庭、地域が連携した学校経営の向上、特別支援教育や不登校への対応を通じた健やかな成長などを推進してまいります。目標指標には、新たに学校支援ボランティア登録者数を追加しました。

54ページ、生涯学習・社会教育の推進では、学習交流施設エピカを活用し、総合的な人づくり拠点として位置づけ、地域で活躍する人材の育成などを推進してまいります。目標指標には、新たに各行政区における地域学習の実施率を追加しました。

56ページ、生涯スポーツの推進では、町民が継続的にスポーツ、文化活動に親しむことができる機会の提供や、地域全体でスポーツを支える体制の整備などを推進してまいります。

58ページ、移住・定住の推進では、関係人口や交流人口の維持拡大による移住の促進や、移住・定住を支援する施策の充実を推進してまいります。目標指標には、新たにスパルタキャンプ修了生の町内への移住者数を追加いたしました。

60ページ、町民参加のまちづくりの推進では、町民がまちづくりに主体的に関わるワークショップなどへの参画機会の拡充や、町政情報の充実などを推進してまいります。目標指標には、新たに町ホームページチャットボット機能利用回数を追加しました。

62ページ、持続可能な行財政運営の推進では、ふるさと応援寄附金やガバメントクラウドファンディングの推進などによる自主財源の確保や、公共施設の適正な管理及び未利用財産の有効活用などを推進してまいります。目標指標には、新たにふるさと応援寄附金の寄附額を追加しました。

64ページから74ページは、基本目標2、いつまでも健やかに暮らし続けられるやさしいまちでございます。

保育・子育て支援の充実では、妊娠から出産、子育て期まで切れ目のない支援や子育てに関する相談体制の整備、認定こども園、小学校地域の連携によるかけ橋期の支援充実などを推進してまいります。目標指標には、新たに5歳児健康診査受診率を追加しました。

66ページ、地域福祉の充実では、関係機関、組織によるネットワークの構築と連携による多様な課題の状況把握と適切な支援や、健康福祉交流館の利活用などを推進してまいります。目標指標には、新たにボランティア活動団体支援団体数などを追加しました。

68ページ、高齢者福祉の充実では、高齢者の生きがいつくりや社会参加を促進する取り組み

や、介護職員人材の確保と定着、福祉医療団体などとの連携による地域包括ケアシステムの構築などを推進してまいります。目標指標には、新たに介護職員研修奨励金事業利用者数を追加しました。

70ページ、障がい者・障がい児福祉の充実では、ライフステージに応じた切れ目のない支援や成年後見制度による対応の強化などを推進してまいります。目標指標には、新たに児童発達支援センター設置数などを追加しました。

72ページ、保健・医療の充実では、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりや感染症の発生予防、蔓延防止などを推進してまいります。目標指標には、新たに特定保健指導実施率を追加しました。

74ページ、社会保障制度の充実では、妊婦や子ども、心身に障がいなどを持つ方などへの医療費の助成や、国民健康保険の安定的な運営などを推進してまいります。目標指標には、新たに国民健康保険の年間療養諸費などを追加しました。

76ページから85ページは、基本目標3、新たな時代の流れをつかみ、にぎわいと活力を生み出すまちでございます。

農業の振興では、地域計画に基づく持続的な営農体制の構築や地域農業の担い手の確保などを推進してまいります。目標指標には、新たに新規就農者数を追加しました。

78ページ、農山村環境の保全では、日本農業遺産を活用した地域の活性化や西行桜の森周辺の環境整備などを推進してまいります。目標指標には、新たに西行桜の森施設利用者数を追加しました。

80ページ、観光の振興では、世界遺産、日本遺産、世界かんがい施設遺産、日本農業遺産の4つの遺産を有する当町の強みを生かした観光振興や、効果的な情報発信などを推進してまいります。

82ページ、商工業の振興では、空き店舗等の利用促進による商業の再生活活性化や創業と事業承継の支援などを推進してまいります。目標指標には、新たに空き店舗改修件数を追加しました。

84ページ、働く場の充実では、新たな企業立地の場の確保や多様な就業機会の拡大による地元就職の促進などを推進してまいります。

86ページから95ページは、基本目標4、支え合いの心でつくる安全・安心なまちでございます。

消防救急体制の充実では、救急救命体制の充実や、消防団協力事業所制度の活用による消防団員の確保などを推進してまいります。目標指標には、新たに消防団協力事業所数を追加しました。

88ページ、地域防災力の強化では、頻発化・激甚化する災害に備えた防災危機管理体制の充実や、情報伝達の充実などを推進してまいります。

90ページ、防犯・生活安全の向上では、関係機関・団体等との連携による防犯体制づくりや、巧妙化、多様化する特殊詐欺に対する被害防止の強化などを推進してまいります。目標指標に

は、新たに特殊詐欺被害防止の啓発回数を追加いたしました。

92ページ、交通安全の推進では、道路交通法の改正による自転車運転時のルールのお知らせや、高齢運転者の事故防止対策などを推進してまいります。

94ページ、道路の整備では、生活道路整備評価による計画的な道路整備や、道路環境の適正な維持管理などを推進してまいります。目標指標には、新たに早期措置及び緊急措置を要する橋梁数を追加しました。

96ページから107ページは基本目標5、環境と調和した快適で美しいまちでございます。

上下水道の整備では、水道事業及び下水道事業の健全な運営や、平泉浄水場の水源確保策の検討などを推進してまいります。

98ページ、住宅地・市街地・公園の整備では、町営住宅ストックの有効活用や、子どもの遊び場の公園整備の検討などを推進してまいります。

100ページ、地域公共交通の充実では、より便利な公共交通網の整備や、町民による公共交通を守り育てる意識の醸成などを推進してまいります。目標指標には、新たにモビリティ・マネジメントの実施回数を追加しました。

102ページ、環境保全の推進では、一関地区広域行政組合との連携による廃棄物の収集運搬・処理・最終処分体制、リサイクル体制の充実や、近年の気候変動に対応した地球温暖化対策などを推進してまいります。

104ページ、空き家対策の推進では、空き家所有者への適正管理の促進や、空き家・空き地ポータルサイトや相談受付による空き家の利活用などを推進してまいります。

106ページ、情報環境の充実では、デジタルの活用による地域課題の解決や、高度情報化社会に対応したセキュリティー対策の強化などを推進してまいります。目標指標には、新たに住民票等のコンビニ交付利用率を追加しました。

108ページから115ページは、基本目標6、歴史と文化を継承し、交流と創造が花開くまちでございます。

世界文化遺産の保存と活用では、文化遺産や史跡の適正な整備、維持管理や、世界遺産登録15周年を契機とした幅広い世代への学習機会の提供などを推進してまいります。

110ページ、文化財の調査研究の推進では、有形・無形文化財の調査研究と保全や、発掘調査成果の情報発信などを推進してまいります。目標指標には、新たに町内遺跡発掘調査報告会、発掘調査現地説明会の参加者数などを追加しました。

112ページ、芸術・文化の振興では、主体的な芸術文化活動への支援や、後継者育成による伝統文化の継承などを推進してまいります。

114ページ、景観の保全・整備では、歴史文化資源と自然が調和した美しい景観の整備や、時代の変化に即した景観計画の見直しなどを推進してまいります。目標指標には、新たに住宅用事業者向け説明会の開催数を追加しました。

以上が向こう5年間の後期基本計画の内容となります。

第6次平泉町総合計画後期基本計画の策定に当たりましては、この間、庁舎内組織である平

泉町総合計画策定委員会を5回開催し、庁舎内合意を図ってまいりました。

また、外部委員会であります平泉町総合計画審議会につきましても5回開催し、ご審議をいただいたところであり、2月19日の審議会におきまして、原案が今後5年間に於いて町が取り組んでいく施策の方向性を示すものとして適切である旨の答申をいただいたことを併せてご報告いたします。

なお、町民の皆様にも身近に感じていただきながら、町と町民が一体となってまちづくりを進めていくため、議決をいただきました後、新年度になりましたら、後期基本計画の概要版を作成し全戸に配布をしてまいります。

また、計画を着実に実行していくため、政策評価等を通じて計画の進捗管理を徹底しながら、計画の推進に努めてまいります。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

議長（高橋拓生君）

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

それでは、何点か質問させていただきたいと思います。

81ページの3の観光の振興、主要施策の（4）番の観光客受入れ環境の整備のところですが、その中段ほどに平泉スマートインターチェンジを活用した新たな観光客流入の受入れ態勢を整備しながら、周遊観光ルートの構築を検討しますとしておりますが、受入れ態勢の整備内容が定まっておるのであれば、お伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

スマートインターチェンジを活用し新たな観光流入の受入れ態勢ということで、まずスマートインターが開通してから4年以上経過しているところでございますけれども、その間、民間によるイベントとか、あとは町の実行委員会のほうでは、昨年の世界遺産祭プレイベント、令和8年度も世界遺産祭を開催する予定でございます。

受入れ態勢ということでありますけれども、これまでも整備する際も、パークアンドライドというようなところでも議論してきたところでございますし、路線バス、巡回バスも今ありますけれども、なかなか公共交通のないエリアと申しますか、空白地域もありますので、そういった面につきまして、平泉町公共交通会議などで観光商工課のほうも事務局となっておりますので、意見交換をしながら検討していきたいというふうに考えております。

あと、課題となっておりますのが、案内看板の部分ですとか、あとは今、満空情報が町内に

3か所設置しておりますけれども、その必要性も含めて、さらに新たな誘導システムなんかも必要になってくることもありますので、総合的に検討していきたいというふうに考えております。

また、スマートインターチェンジの周辺開発も今、検討は民間のほうで開発の計画も今ありますので、そういった状況等も考慮して、今後検討する部分というのは多くございますけれども、状況を注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

また同じく（4）のその下の町内の企業や町民の観光客に対するおもてなしの姿勢を醸成するとしておりますが、おもてなしの醸成をさせるための具体的な施策についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

おもてなしの醸成を図る施策ということでございますけれども、まず、世界遺産連携推進実行委員会、岩手県内エリア、県南局、奥州市、一関、当町と実行委員会を組んでいるところでございますけれども、そこで活動する観光事業者ですとか、あとは関係者に令和6年から、実はおもてなしセミナーというのでも開催をしているところでございます。

令和6年度は、大船渡から講師を派遣していただいて、みちのく潮風トレイルの講演、あとおもてなし状況、講演いただきましたし、今年度につきましては、中尊寺落慶900年、あとは平泉世界遺産15周年の研修会、あとはクルーズ船の誘致についても、クルーズ船での影響というようなところでの講演もいただいて、60名ほどの参加を今年度いただいておりますし、来年度につきましても、おもてなしセミナー、内容はまだ検討中でありまして、そういった形で町内観光事業者、県南の観光事業者を一堂に会して、おもてなしセミナーというのを開催しているところでございます。

あと、今10日に国際交流員、中国から派遣しております、中国からは1名おりますけれども、今まで役場職員のおもてなしということで中国語講座ですとか、町民向けの講座を開催しております。

今検討していますのは、やはり観光事業者に対しての講座というのでも当然必要になってきておりますので、これ新年度以降になると思うのですけれども、観光事業者への中国語講座を開催し、あとは町内のお店のメニューの翻訳とか表示物の翻訳など実施をしながら受入れ態勢、おもてなし整備の整備を図っていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

2番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

続きまして、同じページの（５）の地域間交流・国際交流促進、この中でグローバル人材という聞き慣れない言葉がありましたので、ちょっと調べてみましたが、グローバルとローカルの組合せで、世界的な視点や知識を持ちながら、地域の課題解決や貢献できる人材の育成を図るという意味というようですけれども、その内容でよろしいでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

グローバルは造語になるのだと思いますが、議員おっしゃるとおりグローバルとローカルということで、地球規模の視点を持ちつつ、地域、平泉に合った行動ができる方ということでございます。

今、お話のありました地域の課題解決に貢献できる方の人材育成とありますが、そこを直接的な目的ということよりも、世界的な視点を広げることによって、主体的に平泉町にはどういった課題があるのかという広い視点で考えつく、課題を自分なりに解決する、そういったことに最終的には結びついていくと思いますが、その地域課題を解決するための人材育成という直接的なことではございませんけれども、最終的にはそこに結びつくというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

2 番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

次に質問することも答弁ありましたので。次、グローバル人材の育成は長期的なキャリア形成が必要であり、役所は数年ごとの定期異動があることから、育成した能力が継続的に生かせるにいくと思いますが、その点について見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

職員、グローバル人材の育成に関わる職員が異動して継続性がというお話だと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、役場としては、そういった国際的視野を広げる機会を十分にやっぱり確保して、そして町民の方が広い視点に立って様々な平泉を見詰め直す機会という場をやっぱり提供していくということが重要になってくると思います。

そういった意味では、役場の事業というのは、組織としてやっておりますので、担当者が代わっても、そこはしっかりとそういった機会を継続して提供していくということをしてまいりたいなというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

2 番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

最後になりますが、105ページになります。

105ページの空き家対策の推進の目標指数の中で、1段目ですけれども、特定空家数の現状がゼロ戸に対しまして、目標もゼロ戸ということになってございますが、これは特定空家に該当する物件が今現在、存在しないということで理解してよろしいでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

特定空家数の目標ゼロについての質問がありましたけれども、特定空家に該当する物件につきまして、現在ございませんので、それを継続していくということでゼロということでございます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第11、議案第10号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて議題といたします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは議案書25ページをお開き願います。

議案第10号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、現行計画が今年度で終了することから、辺地に関わる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、このたび令和８年度から令和12年度の５年間を計画期間とする新たな計画を策定しようとするもので、計画策定に当たり、このたび県との協議が調いましたので、議決を得ようとするものでございます。

議案書26ページをお開き願います。

別紙によりまして、計画の内容についてご説明いたします。

辺地につきましては、交通条件が他の地域と比較して不便であるなどの要件がございまして、本町では、ここに記載の字で記載している戸河内辺地がその対象となっております。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、こうした地域において公共的施設を総合的かつ計画的に整備していくために策定するもので、本計画では、地域住民の生活安定と福祉向上を目的として、生活基盤となる飲料水を安定して供給するための飲料水供給施設の整備を図ろうとするものでございます。

公共的施設の整備計画の概要ですが、飲料水供給施設として戸河内浄水場の電気計装設備工事を令和８年度に、同じく戸河内浄水場の浄水施設整備の更新工事を令和８年度と令和12年度に実施する予定としております。５年間の事業費は2,687万4,000円で、財源の内訳は、特定財源の水道事業債が1,340万円、一般財源が1,347万4,000円、このうち辺地対策事業債の予定額は1,340万円を見込んでおります。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第12、議案第11号、一関地区広域行政組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

議案第11号、一関地区広域行政組合格約の一部変更に関する協議について補足説明を申し上げます。

議案書27ページをお開きください。

今回の協議は、一関地区広域行政組合、以下組合と申し上げますが、組合が共同処理している介護保険法に規定する事務を変更し、また、旧伝染病院隔離病舎の管理に関する事務を廃止するための一関地区広域行政組合格約、以下規約と申し上げますが、この規約の変更となっております。

初めに、介護保険法に規定する事務を変更するための規約の変更について補足説明を申し上げます。

介護保険法に規定する事務のうち、地域密着型サービス、指定居宅介護支援、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援に関する事務、以下当該サービスと申し上げますが、当該サービスは、平泉町と一関市とが実施主体となり、組合が共同処理しております。

当該サービスのうち、指定居宅介護支援以外の事務は、地域密着型サービスの枠組みとして、平成18年の組合設置時から共同処理しており、指定居宅介護支援に関する事務は、平成30年4月に指定居宅介護支援サービスの権限が岩手県から市町村に移譲されたことに伴い、組合において、一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定し、平成30年4月1日から施行しております。

今般、地域密着型サービスを含め、当該サービスを規約において明確に定義するため、規約を変更しようとするものです。

次に、規約の変更に関する協議の内容についてであります。新旧対照表により説明を申し上げます。

参考資料の16ページ、議案第11号参考資料をお開き願います。

左側が変更前、右側が変更後となり、変更部分にはアンダーラインを付しておりますが、第3条に規定する共同処理する事務のうち、第1号（オ）の「地域密着型サービス」の次に「指定居宅介護支援、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援」を加えるものであります。

次に、旧伝染病院隔離病舎の管理に関する事務を廃止するための規約の変更の部分について補足説明を申し上げます。

現在、組合が管理している旧伝染病隔離病舎につきましては、今は廃止された法律となりま

すが、平成11年に廃止された伝染病予防法において市町村に設置が義務づけられていたことから、昭和44年に当時の東磐井郡の旧6市町村が一部事務組合東磐伝染病隔離病舎組合を設立し、施設の整備及び管理を共同処理してきたところであります。

同組合はその後、昭和48年に東磐共同施設組合、平成12年に東磐広域行政組合に名称を変更し、平成18年4月に現在の組合が財産及び事務を承継しております。

現在の施設は、平成7年10月に県立千厩病院の移転新築に伴い、県立千厩病院に併設する形で当時の組合が整備した施設でありまして、構造は鉄筋コンクリート造り3階建て、延べ床面積は310.02平方メートルとなっており、敷地は岩手県が所有しているものであります。平成11年4月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、以下感染症法と申し上げますが、感染症法が施行されたことに伴い、それまでの伝染病予防法は廃止され、市町村に伝染病隔離病舎の設置義務がなくなりました。

そして、この感染症法の施行により、県立千厩病院が感染症法に基づく第2種感染症指定医療機関に指定され、感染症に係る医療を提供することとなったことに伴いまして、平成11年4月に岩手県と当時の東磐広域行政組合との間で不動産賃貸借契約を締結し、岩手県は賃借料として施設整備に係る起債償還相当額を組合に支払い、組合から有償で施設を借り受けて、現在は県立千厩病院の感染症病床として活用しているところであります。

こうした中で、施設整備に係る起債の償還が本年度で完了することから、来年度以降の取扱いについて岩手県と組合が協議してまいりましたが、このたび、起債の償還が完了することに合わせて組合が岩手県に施設を譲与することで協議が調ったところであります。

なお、施設は、譲与後も今までと変わらず、引き続き県立千厩病院の感染症病床として活用されることとなっております。

以上のように、今回の協議は施設を岩手県に譲与することに伴い、現在組合が共同利用している当該施設の管理に関する事務を廃止するため、規約を変更しようとするものであります。

それでは、今回の規約の変更に関する協議の内容について新旧対照表により説明を申し上げます。

参考資料の16ページ、議案第11号参考資料をお開き願います。

左側の変更前の第3条に規定する共同処理する事務のうち、第6号の旧伝染病隔離病舎の管理に関するものを削るものであります。

議案書28ページをお開き願います。

末尾の附則であります。本規約変更の施行期日を令和8年4月1日とするものであります。

最後に、今後の流れですが、本協議につきましては、介護保険法に規定する事務の変更を含め、組合を組織する当町及び一関市の双方の議会で、同文同内容の議案を議決いただいた後に、当町及び一関市で規約の一部変更に関する協議書を取り交わしを行い、その後、組合が岩手県知事に規約の変更許可申請を行い、岩手県知事から許可を受けて規約の変更を行うこととなります。

議案第11号の補足説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第13、議案第12号、一関市市道の認定の承諾に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

議案書29ページをお開きください。

議案第12号、一関市市道の認定の承諾に関し議決を求めることについて補足説明をさせていただきます。

一関市の道路改良整備により、市道認定に当たり路線の一部が本町の区域内にかかることから、その認定について承諾を求めようとするものでございます。

協議路線名は一関市市道中里後沢田線でございます。

議案書30ページの協議路線図をお開きください。

市町村界付近の枠で囲われた箇所が協議場所となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

いずれ市道の分が平泉町の土地に入っているということで、今後、災害とか起きた場合に、いちいち平泉に答申をかけるというか、そういうふうな形にはなってくるのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

今後、一関市のほうで市道認定をかけるということで、その後は、管理は一関市が行うということになりますので、災害等起きた場合でも一関市でという形になります。

議 長（高橋拓生君）

1 番、小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

市道のほうで管理するというので、例えば、これはまずあり得ないと思うのですが、例えば一関が平泉町の土地を買い取るというふうな感じも出てくるのかなというふうな感じまでするのですが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

用地に関しましても、一関市のほうで用地買収ということで行っておりますので、そういったことも一関で管理するという形です。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

日程第14、議案第13号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書31ページをお開き願います。

議案第13号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第10号）につきまして、補足説明させていただきます。

議案書32ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款町税854万2,000円。1 項町民税740万1,000円。これには法人現年課税分700万円が含まれております。2 項固定資産税226万6,000円。3 項軽自動車税67万5,000円。4 項町たばこ税120万円の減。5 項入湯税60万円の減。

10款地方交付税、1 項地方交付税1 億1,141万7,000円。これは普通交付税でございます。

12款分担金及び負担金、1 項負担金642万9,000円。これには保育料他市町村受託分635万2,000円が含まれております。

13款使用料及び手数料144万円の減。1 項使用料130万5,000円の減。2 項手数料13万5,000円の減。

14款国庫支出金2,964万2,000円の減。1 項国庫負担金1,021万8,000円の減。これには児童手当負担金532万円の減額が含まれております。2 項国庫補助金1,942万2,000円の減。これには、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金427万2,000円の減額、社会資本整備総合交付金1,188万6,000円の減額が含まれております。3 項委託金2,000円の減。

15款県支出金517万5,000円。1 項県負担金313万8,000円の減。これには障害者介護給付費等負担金262万1,000円の減額が含まれております。2 項県補助金835万8,000円。これには、指定管理鳥獣対策事業補助金548万7,000円、水利施設管理強化事業補助金709万2,000円が含まれております。3 項委託金4 万5,000円の減。

16款財産収入、1項財産運用収入158万5,000円。

17款寄附金、33ページでございます、1項寄附金85万2,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金2億652万4,000円の減。これには財政調整基金繰入金1億8,616万6,000円の減額が含まれております。

20款諸収入1,152万2,000円の減。2項町預金利子27万4,000円。4項受託事業収入7万7,000円の減。5項雑入1,171万9,000円の減。これにはデジタル基盤改革支援補助金781万2,000円の減額が含まれております。

21款町債、1項町債2,720万円の減。これには、農村地域防災減災事業440万円、公営住宅改修事業1,200万円の減額が含まれております。

歳入合計補正額1億4,232万8,000円の減。

34ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費92万7,000円の減。

2款総務費1,375万3,000円の減。1項総務管理費205万2,000円の減。これには減債基金積立金843万8,000円が含まれております。2項徴税費415万2,000円の減。3項戸籍住民基本台帳費689万9,000円の減。これには戸籍附票システム標準化・共通化業務委託料613万8,000円の減額が含まれております。4項選挙費51万7,000円の減。6項監査委員費13万3,000円の減。

3款民生費2,248万6,000円の減。1項社会福祉費296万2,000円の減。これには、定額減税補足給付金不足額給付366万円の減額、健康福祉交流館特別会計繰出金526万7,000円が含まれております。2項児童福祉費1,952万4,000円の減。これには児童手当費562万5,000円の減額が含まれております。

4款衛生費2,685万1,000円の減。1項保健衛生費2,169万1,000円の減。これには個別予防接種委託料995万6,000円の減額が含まれております。2項清掃費516万円の減。これには浄化槽設置整備事業補助金515万4,000円の減額が含まれております。

5款労働費、1項労働諸費5万円の減。

6款農林水産業費56万4,000円の減。1項農業費164万6,000円。これには、緩衝帯整備委託料緊急銃猟対策分300万円、水利施設管理強化事業補助金851万2,000円が含まれております。2項林業費221万円の減。

7款商工費、1項商工費67万7,000円の減。

8款土木費4,447万6,000円の減。1項土木管理費120万円の減。2項道路橋梁費927万1,000円の減。これには立木等移設費1,027万1,000円の減額が含まれております。

35ページでございます。

3款河川費500万円の減。これは緊急浚渫工事費でございます。4項都市計画費178万6,000円の減。5項住宅費2,721万9,000円の減。これには高田前団地排水設備工事費2,426万3,000円の減額が含まれております。

9款消防費、1項消防費132万2,000円の減。

10款教育費3,023万8,000円の減。1項教育総務費886万9,000円の減。これには職員退職手当負担金700万円の減額が含まれております。2項小学校費389万4,000円の減。3項中学校費755万6,000円の減。4項幼稚園費44万5,000円の減。5項社会教育費940万5,000円の減。これには「平泉の文化遺産」に係る費用負担金410万円の減額が含まれております。6項保健体育費6万9,000円の減。

12款公債費、1項公債費98万4,000円の減。

歳出合計補正額1億4,232万8,000円の減。

次に、36ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、生活応援商品券配布事業3,497万4,000円。

3款民生費、2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事業20万2,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、緊急銃猟実施事業675万円。

8款土木費、2項道路橋梁費、町道衣関線整備事業（交付金）3,050万円。

9款消防費、1項消防費、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）事業87万5,000円。

以上、5事業合計7,330万1,000円を翌年度に繰り越そうとするものでございます。

次に、37ページをお開き願います。

第3表、地方債補正でございます。

変更でございます。限度額が変更となる事業につきまして、起債の目的別に申し上げます。

水道事業会計出資金につきましては、変更前の限度額3,740万円を変更後の限度額3,690万円に、農村地域防災減災事業につきましては、限度額670万円を1,110万円に、基幹水利施設ストックマネジメント事業につきましては、限度額860万円を360万円に、道路橋梁改良事業につきましては、限度額7,480万円を6,560万円に、緊急浚渫推進事業につきましては、限度額1,500万円を1,000万円に、公営住宅改修事業につきましては、限度額2,250万円を1,050万円に、Jアラート専用受信機整備事業につきましては、限度額860万円を870万円にそれぞれ変更しようとするものでございます。

次に、利率につきましては、全ての事業におきまして、変更前の利率3.0%以内を変更後の利率5.0%以内に変更しようとするものでございます。

起債の方法、償還の方法につきましては、それぞれ変更前と同じでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議 長 (高橋拓生君)

日程第15、議案第14号、令和7年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長 (伊藤正幸君)

議案第14号、令和7年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の補足説明をさせていただきます。

議案書88ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明いたします。

歳入。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税796万4,000円。国民健康保険税の増額でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金2万5,000円。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金1億133万9,000円の減。保険給付費等交付金の減額でございます。

6 款繰入金108万4,000円。1 項他会計繰入金142万5,000円。一般会計繰入金の増額でございます。2 項基金繰入金34万1,000円の減。財政調整基金繰入金の減額でございます。

歳入合計補正額9,226万6,000円の減額でございます。

89ページをご覧ください。

歳出。

1 款総務費40万6,000円の減。1 項総務管理費35万円の減。一般管理費の減額でございます。

2 項徴税費5万6,000円の減。徴税費の減額でございます。

2 款保険給付費6,080万円の減。1 項療養諸費5,580万円の減。一般療養給付費の減額ござ

います。２項高額療養費500万円の減。高額療養費の減額でございます。

３款国民健康保険事業費納付金、１項医療給付費分1,000円。療養給付費分の増額でございます。

５款保健事業費、１項特定健康診査等事業費３万1,000円。特定健康診査等事業費の増額でございます。

６款基金積立金、１項基金積立金3,115万2,000円の減。財政調整基金積立金の減額でございます。

７款諸支出金、１項償還金及び還付加算金６万円。特定健康診査等負担金償還金等の増額でございます。

歳出合計補正額9,226万6,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第16、議案第15号、令和７年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

議案第15号、令和７年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の補足説明をさせていただきます。

議案書100ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明いたします。

歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料932万1,000円。特別徴収保険料等の増額でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金185万5,000円の減。保険基盤安定繰入金の減額でございます。

歳入合計補正額746万6,000円でございます。

101ページをご覧ください。

歳出。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金746万6,000円。後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

歳出合計補正額746万6,000円でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第17、議案第16号、令和7年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

議案第16号、令和7年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

議案書106ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明いたします。

歳入。

1 款使用料、1 項施設使用料1,434万1,000円の減。入館料等の減額でございます。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金526万7,000円。一般会計繰入金の増額でございます。

4 款諸収入、2 項雑入358万6,000円の減。食堂売上料等の減額でございます。

歳入合計補正額1,266万円の減額でございます。

107ページをご覧ください。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費1,266万円の減。需用費及び備品購入費等の減額でございます。

歳出合計補正額1,266万円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第18、議案第17号、令和7年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第4号）を議題と

いたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

議案書113ページをお開きください。

議案第17号、令和7年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第4号）につきまして補足説明させていただきます。

それでは、114ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明させていただきますが、款項同額ですので、項の補正額でご説明いたします。

初めに歳入でございます。

1 款使用料、1 項駐車場使用料358万7,000円の減額。これは各駐車場の使用料の減額によるものでございます。

4 款諸収入、2 項雑入65万3,000円の減額。これは喫煙施設維持管理料の減額によるものであります。

歳入合計補正額424万円の減額となります。

続きまして、115ページをご覧ください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費424万円の減額。これには、印刷製本費120万円の減額と、町営駐車場施設整備基金積立金196万7,000円の減額が含まれております。

歳出合計補正額424万円の減額となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第19、議案第18号、令和7年度平泉町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

それでは、議案書123ページをお開きください。

議案第18号、令和7年度平泉町下水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

125ページをお開きください。

令和7年度平泉町下水道事業会計補正予算実施計画書。

収益的収入及び支出。

項目同額の場合は目の補正額でご説明いたします。

収入。

1 款下水道事業収益106万4,000円の減。1 項営業収益、1 目下水道使用料20万円。2 項営業外収益、3 目他会計補助金126万4,000円の減。

支出。

1 款下水道事業費用106万4,000円の減。1 項営業費用106万4,000の減。1 目公共下水道污水管渠費56万4,000円の減。6 目流域下水道管理運営費50万円の減。

126ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

収入。

1 款下水道事業資本的収入121万1,000円の減。1 項企業債、1 目下水道事業債120万円の減。3 項国庫補助金、1 目国庫補助金1万1,000円の減。

支出。

1 款下水道事業資本的支出126万円の減。1 項建設改良費116万4,000円の減。1 目公共下水道污水管渠整備費2万2,000円の減。3 目農業集落排水事業管渠整備費62万7,000円の減。4 目農業集落排水事業処理場整備費19万8,000円の減。5 目流域下水道事業費31万7,000円の減。2 項企業債償還金、1 目企業債償還金9万6,000円の減。

今回の補正は主に事業費の確定に伴う補正であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議 長 (高橋拓生君)

日程第20、議案第19号、令和7年度平泉町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長 (小野寺敏彦君)

それでは、議案書133ページ、議案第19号、令和7年度平泉町水道事業会計補正予算(第3号)の補足説明をさせていただきます。

136ページをお開きください。

令和7年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書。

項目同額の場合は目の補正額でご説明いたします。

収益収入及び支出。

収入。

1 款水道事業収益176万4,000円。1 項営業収益99万6,000円。1 目給水収益85万6,000円、3 目その他営業収益14万円。2 項営業外収益76万8,000円。1 目受取利息及び配当金15万円、5 目長期前受金戻入61万8,000円。

2 款簡易水道事業収益494万6,000円。1 項営業収益、1 目給水収益200万円。2 項営業外収益、5 目長期前受金戻入294万6,000円。

収入合計671万円。

137ページをお開きください。

支出。

1 款水道事業費用384万1,000円。1 項営業費用384万1,000円。1 目原水及び浄水費105万円、2 目配水及び給水費75万円、5 目総係費4万4,000円、6 目減価償却費3,000円、7 目資産減耗費199万4,000円。

2 款簡易水道事業費用361万9,000円。1 項営業費用361万9,000円。5 目総係費15万円、7 目資産減耗費346万9,000円。

支出合計746万円。

138ページをお開きください。

資本的収入。

収入。

1 款水道事業資本的収入114万6,000円の減。1 項企業債、1 目建設改良費等の財源に充てるための企業債40万円の減。2 項負担金、1 目負担金24万6,000円の減。3 項出資金、1 目出資金50万円の減。

2 款簡易水道事業資本的収入1,522万2,000円の減。1 項企業債、1 目建設改良費等の財源に充てるための企業債1,110万円の減。2 項負担金、1 目負担金412万2,000円の減。

収入合計1,636万8,000円の減。

今回の補正は主に事業費の確定に伴う補正であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第21、発議第1号、平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

改正する条例を議題といたします。

提出者の説明は既に終えておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第22、議案第20号から日程第28、議案第26号まで、令和8年度一般会計予算及び特別会計予算並びに下水道事業会計予算、水道事業会計予算、合計7件を一括議題といたします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。

4番、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

平泉町議会議長、高橋拓生様。

予算特別委員会委員長、氷室裕史。

委員会審査報告。

議案第20号、令和8年度平泉町一般会計予算、議案第21号、令和8年度平泉町国民健康保険特別会計予算、議案第22号、令和8年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号、令和8年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、議案第24号、令和8年度平泉町町営駐車場特別会計予算、議案第25号、令和8年度平泉町下水道事業会計予算、議案第26号、令和8年度平泉町水道事業会計予算。

本委員会に付託された上記議案について、3月6日、9日の両日にわたり審査した結果、次の意見を付して原案可決すべきものと決定したことから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査意見。

1、健康福祉交流館経営の構造改革を推進されたい。

2、少子化と人口減少対策事業の拡充に努められたい。

3、子ども・子育て支援事業の拡充に努められたい。

4、町の補助金事業の検証と事務事業評価を行うこと。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま議題となっております7件の議案は、予算特別委員会において審査が十分なされたものでありますので質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第20号、令和8年度平泉町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決するべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、令和8年度平泉町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

議案第21号、令和8年度平泉町国民健康保険特別会計予算案に反対の討論を行います。

その理由は、歳入には子ども・子育て支援納付金分の課税分372万2,000円が、一方で歳出には子ども・子育て支援納付金434万8,000円が盛り込まれているからです。こどもに関する国の予算はOECD平均より日本は低く、子育て支援の予算は拡充することが必要なのは当然であります。しかし、国民健康保険税は基本的には病気やけがをした場合に医療給付を受けるためであり、目的外税だと考えます。歳入では課税分とも記載されていますが、歳出の子ども・子育て納付金は目的外使用に当たるものと考えます。

東日本大震災、津波、福島第一原発事故の発災から一昨日11日で丸15年となりました。岩手県は被災3県で唯一、10年以上、被災者の国保税の一部免除措置を続けてきました。陸前高田

市の前市長だった戸羽太さんは、15年を振り返って、新聞のインタビューに、安心して被災者が心配なく医療を受けられるように免除措置は重要だったと語っています。言うまでもなく、国保被保険者は所得の割合からして協会けんぽの2倍近い負担をしており、医療費に係る負担ならまだしも、別のことに使われることは制度の根幹にも関わる問題でもあると考えます。

よって、予算案に反対いたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

私は予算に賛成する立場から討論に加わりたいと思います。

先ほど午前中の審議の中で条例案に賛成するという立場から討論をしたわけではありますが、内容はいずれも子ども・子育て支援金制度に基づくものでありますので、重複することにはなりますが、やはり全世代が、人口減少の危機的な状況の中、子育て支援に対する財源措置として、国民健康保険、ここを狙い撃ちにしたといったような意見があるのは承知であります。国民健康保険やけんぽ保険、この保険料に上乗せするということについては、既に後期高齢者支援金、または出産育児支援金などの仕組みが組み込まれていることでもありますことから、医療保険料と合わせて支払う仕組みとなったものと理解してございます。

やはり、我々の世代、それから国の将来を担うこどもについても、負担は全ての国民が広く支援をしながら将来の社会のために負担していく、これにつきましては、やはり導入される背景をきっちりと理解した上で、新たなこういった制度についてもご理解いただき、この予算に組み入れることにぜひ賛成していただきたい、そのように思います。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

続きまして、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

それでは、これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和8年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

議案第22号、令和8年度後期高齢者医療特別会計予算案に反対の立場から討論いたします。

まず、前段に条例改正の中で私は反対しましたが、これまで、国が決めたことでありますから、市町村では条例制定というのはいかなる側面もありますが、従来は基本的には賛成してきた立場であります。今回は、国保とともに、この後期高齢には反対の討論をしたいと思っています。

後期高齢者の歳入の中の特別徴収料が前年度予算比で40%もの引上げになること、そしてその要因は子ども・子育て納付金に係るものであります。そして、国保同様、やはり目的外であること、そして後期高齢者の保険者は戦後の復興にも文字通り塗炭の苦しみの中で日本をつくり上げてきました。また、いわゆる団塊の世代は高度経済成長を支えてきた方々です。こうした方々がせめて医療、あるいは保険料の心配がなく暮らしていただくことは、私たち後の世代の責任とも考えます。

よって、この予算案に反対いたします。

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

それでは、これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 多 数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、令和8年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、令和8年度平泉町町営駐車場特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、令和8年度平泉町下水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和8年度平泉町水道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第29、諮問第1号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、追加議案となります人事案件1件の説明をさせていただきます。

議案書その2の3ページをお開き願います。

諮問第1号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものでございます。

氏名、岩渕省一。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この諮問案件は、千葉博昭委員が令和8年6月30日をもって任期満了となりますことから、新たに岩渕省一氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めようとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決いたします。

本件は、原案に異議のないことを答申することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、諮問第1号は原案に異議がないことを答申することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第30、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

令和８年度に開催が予定されております各種会議、議員研修等については、別紙「議員派遣一覧表」のとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、令和８年度に開催が予定されております各種会議、議員研修等については、別紙「議員派遣一覧表」のとおり決定いたしました。

お諮りします。

ただいま決定した別紙「議員派遣一覧表」以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、「議員派遣一覧表」以外の議員派遣については、そのように取り扱うことに決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

お諮りします。

発議第２号が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

発議第２号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

追加日程第１、発議第２号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充に係る意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

11番、升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

発議第２号。

令和８年３月13日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、升沢博子。

賛成者、平泉町議会議員、佐藤孝悟、同じく阿部圭二、同じく真竈光幸、同じく氷室裕史、

同じく千葉多嘉男でございます。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充に係る意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充に係る意見書（案）。

2021年の義務教育標準法改正により、小学校の学級編成の標準が段階的に35人に引き下げられ、本県においては、2019年度からの小・中学校ともに35人以下の学級編成となりましたが、高等学校の学級編成基準は未だ40人のままであり、引き下げには至っていません。

県内では、学級編成標準に基づいた定数内配置や産育休者・病休者の代替え配置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障をきたしています。また、貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラー・保護者への対応など、学校現場で解決すべき課題もまた多様化していることが、教職員の長時間労働に拍車をかけている状況です。子どもたちのゆたかな学びと学校の働き方改革を実現するためには、学級編成標準の引き下げによる少人数学級の実現、基礎定数及び加配定数の増員や少数職種の配置増などによる教職員定数の改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国が責任をもって地方自治体における教育予算を確保することが不可欠です。

よって、国においては下記事項が実現されるよう強く要望します。

記。

（１）国においては、小・中学校及び高等学校におけるさらなる学級編成標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。

（２）学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

（３）自治体で国の標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配定数の削減は行わないこと。

（４）教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源における教育予算の確保を国の責任において行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和8年3月13日。

岩手県平泉町議会

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議 長(高橋拓生君)

以上で本定例会3月会議に付議された全ての議案が議了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和8年平泉町議会定例会3月会議を閉議いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 1時58分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高橋 拓生

署名議員 千葉多嘉男

同 大友 仁子